

第12号議案

中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定
により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年中間市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項

(3)・(4) (略)

2 (略)

(揭示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項

(3)・(4) (略)

2 (略)

(揭示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限

る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学
前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号
又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育
給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲
げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定め
る基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中
「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子
ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中
「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子
ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条（略）

2（略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供
する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費
には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条
第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合に
おいて、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は
幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教
育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この
項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に

る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学
前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条
第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保
育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分
に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就
学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法
第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2
号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条
第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは
「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除
く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とある
のは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含
む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条（略）

2（略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供
する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費
には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条
第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合に
おいて、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲
げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法
第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げ
る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総

掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。